

# 被ばく労働に関する関係省庁交渉要請書・議事録

日時 2011年12月21日

場所 衆議院第二議員会館

## 主催団体

原子力資料情報室

ヒバク反対キャンペーン

原水爆禁止日本国民会議

特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）

福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト

全国労働安全衛生センター連絡会議

## 参加省庁と担当者

厚生労働省

厚生労働省労働衛生課 安井

厚生労働省労働衛生課 田原

労働基準局補償課 西川

経済産業省

原子力安全保安院 相良

資源エネルギー庁事故収束対応室 細谷

同 梅井

文部科学省

文部科学省原子力損害賠償対策室 宮地

要請書.....p. 2

議事録.....p. 6

※交渉は要請書をもとに関係省庁からご回答を頂いて議論を進めています。

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 様

経済産業大臣  
枝野 幸男 様

文部科学大臣  
中川 正春 様

原子力資料情報室  
ヒバク反対キャンペーン  
原水爆禁止日本国民会議  
アジア太平洋資料センター (PARC)  
福島原発事故緊急会議被曝労働問題プロジェクト  
全国労働安全衛生センター連絡会議

貴職らの日ごろのご活躍に敬意を表します。

福島第一原子力発電所の事故から 8 ヶ月が経ちました。国や電力会社などが「想定していなかった」事態に対して、懸命の復旧作業が行われてきました。一方で現場では必然的に「想定していない」形での被ばく労働を余儀なくされ、法令等もその都度対応を迫られてきました。被ばく労働を少しでも減らし、それによる健康被害を防ぐために、率直な情報交換と問題解決のために下記の通り申し入れますので、ご回答よろしくお願い致します。

## 記

### 1 「線量計を外して作業をしていた」とされる問題について

7月に経産相（当時）が「線量計を外して作業をしている」と発言した問題について、東京電力はアンケート調査を行い、「該当する事実は確認できなかった」と発表している（10/8朝日新聞など）。10月7日の当団体らとの交渉の場においては「伝聞情報として間接的に得た情報」との回答であった。東京電力の発表が正しいとすれば、経産相は不適切な情報源に基づいて発言をしたことになり、現場および経産省内の情報伝達にも課題が残り、今後の国の指導にも影響を及ぼしかねない。

- ① 「線量計を外して作業をした」という情報を、前経産相は、具体的には誰からどのようにして得たのかを、前大臣に確認して明らかにすること。【経済産業省】

## 2 作業員の死因について

東京電力によれば10月5日に作業員の男性が死亡したことを明らかにした。ところが「遺族の意向」を理由に死因を公表していない。問題の重大性から、個人の権利が侵害されない範囲において、あらゆる情報を国民に提供して今後の対応等に生かしていく必要がある。

- ① 死因について各省庁が把握していることを明らかにすること。【各省】

## 3 「緊急作業」の被ばく線量上限を250mSVから100mSVに引き下げることについて

引き下げる前に就労し始めている人たちに、11月1日の省令改正を適用しないことは、たくさん被ばくした人に、より多くの被ばくを強いるという電離放射線障害防止規則の趣旨に真っ向から反する措置である。東電によると、「作業に支障が出るおそれがある」とのことであるが、そもそもどのような作業で100mSV以上被ばくをし、今後該当者がどのような作業で必要なのか、具体的なことは何ら公表されていない（国も情報公開を拒んでいる）。

- ① 緊急作業時の被ばく線量上限100mSVを全ての労働者に適用すること。【厚生労働省】

## 4 「緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による線量に係る指導について」（基発0428第1号）について

この通達を出す経過を問う交渉の中で明らかになった保安院の要請の根拠となるデータについては、企業体力が明らかになるから公開を控えたいとのことであった。しかし、保安院の文書によると、日立と東芝の2社で、熟練技術者は約3300人と公開されており、試算では50mSV超えが約1600人、100mSV超えが320人で、引き算して、約1500人足りないというものであった。現実には、東電によると10月31日発表時点で、100mSVを超えた協力会社の労働者は27人、それ以外の50mSV超は308人である。これらは待機・移動時の線量を含まない過小評価であるが、それにしても現時点では、報道されている通り、あまりにも過大な評価であったことは明らかである。

また、放射線障害予防規則第4条で、5年間で100mSVを超えず、かつ1年間に50mSVを超えないという規定になっているが、ICRP勧告でも同様の考え方を取っており、5年で制限すれば1年の制限値を不要とするような科学的医学的合理性は全く存在しない。つまり法的な解釈としても科学的な見解としてもきわめて不可解である。

- ① 事実的根拠はもとより法的医学的合理性すら示せない上記通達をただちに撤回すること。

## 5 原子力損害の賠償に関する法律と他法および司法判断の関係について

文部科学省の担当者によると、相当因果関係と言うのは法律によって異なることがある

し、当然司法判断においても行政判断と異なることがあるとの見解である。一般論としてはその通りであるが、あくまでも今回の原発事故による損害についていえば、東京電力ないしは国が、被害者救済に万全を期すことが求められており、立証が困難であることが明白な被ばく労働等による晩発性障害について、被害者にそれを求めたり、司法判断を促すことは、責任放棄と言わざるを得ない。むしろ労災等が認められなかったような事例についても、幅広く救済することが求められている。

- ① 労働者災害補償保険法をはじめとする諸法規において、国や自治体が法的因果関係を認めた事例については、原賠法においてもただちに因果関係を認めて、東京電力が賠償することを確約すること。【文部科学省、厚生労働省】
- ② 文部科学省と厚生労働省における相当因果関係の定義を明らかにすること。【文部科学省、厚生労働省】
- ③ 文部科学省は本件の事故収束関連作業に従事した者の損害賠償に関し、訴訟等に発展して迅速な救済等が図られなくても良いとの見解である。本件の重大性を考慮した新たな損害補償の枠組みに関する検討等をする意思がない旨を、作業者をはじめとする国民に十分な周知徹底をすること。【文部科学省】

## 6 労災補償に関する情報提供について

例えばアスベストについても、1970年代から危険性が一定レベルで報道され、労災認定基準も存在したのであるが、肝心の労働者や遺族などにはそうした情報が全く提供されなかった。その結果、21世紀になってから、特別法を作り、既に時効になっていた多くの被害者救済を余儀なくされたのである。放射線については、アスベストよりも、はるかに限定的かつ管理状況の下でしか被ばくしないのであるから、当事者に情報提供することは極めて容易である。

- ① 現行のアスベスト補償に関するパンフレットと同じような形を、放射線被ばくによる健康障害とその労災認定基準、認定事例（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫。後2病は近年、労基則職業病リストにも掲載済みである）などを原発内被ばく労働者全員にきちんと資料提供すること。【厚生労働省】

## 7 緊急作業に従事した労働者の長期的健康管理制度について

電離則を改正し、緊急作業に従事した労働者の長期的な健康管理のためのデータベースを構築するために緊急作業に従事している労働者等を雇用する事業者に対し、労働者の健康診断結果、被ばく線量、作業内容等を定期的に厚生労働大臣に提出することを義務づけ

た。また「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」が制定されている。

現在までのデータベース整備の進捗状況と労働者への登録証、健康管理手帳の交付による健康管理の実施状況及び今後の計画について明らかにすること。【厚労省】

## 8 福島第一原発構外における被ばく労働について

既存の縦割り行政と、人と予算の課題もあり、厚生労働省、経済産業省、文部科学省、環境省など単独省庁では、到底対応できない状況であることは共通の認識である。現行法の改正等で対応できるものはもちろん早急にすべきであるが、それにしても総合的な対策が急務である。

① 被ばく労働に関して省庁を横断して対策を検討する「被ばく労働特別対策室」（仮称）を内閣府に設置すること。【各省】

② 2012年1月1日より「除染業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染則）と「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラン」を施行するとしている。除染則の基本的考え方によれば、廃棄物処理施設への適用については管理された線源である上下水汚泥や灰からの被ばくが大きいと見込まれるため除染実施区域内であっても電離則を適用すべきとしている。あらためて、電離則と除染則との適用対象について説明すること。

今後、除染実施区域内において除染則、ガイドラインに基づき除染の業務等に従事する労働者、ボランティア、住民に対する放射線被ばく対策をどのように監督指導するのか明らかにすること。【厚労省】

9 1～8項について、解説に必要な資料等も含めて必ず文書で事前に回答すること。

以 上

飯田：ただいまから被ばく労働問題につきましての関係省庁との皆さんとの意見交換を始めていきたいと思えます。今回は社会民主党・党首の福島みずほ先生にこの場を準備して頂きました。冒頭にいらっしゃる予定だったんですが、遅れるということですので、いらっしゃった時にご挨拶を頂きたいと思えます。話し合いの進行役を努めさせて頂きますのは全国安全センターの飯田です。よろしくお願ひします。皆さんに事前に要請書を送っていますので、それに従って進めていきたいと思えますが、回答して頂く順番が変更になっています。最初に8の②、除染則についてまずご回答頂いて、その後、1番目から4番目と順次回答して頂く形です。そしてその段階で一端、質疑応答をやらせて頂いて次に進んでいきたいと思えますのでよろしくお願ひします。一通りご回答頂いてから、皆さんの方から自由に質問ですとかご意見を頂きたいと思っています。その際には記録を取っていますからマイクをお渡しします。マイクは下の方を持って頂いてご発言頂きたいと思えます。それでは早速、始めさせて頂きます。今日はお急がしい中、ご出席頂きましてありがとうございます。事前に提出してあります要請書に基づいて、まず省庁の方のご回答を頂きたいと思っています。最初にお名前とご担当の役職をお話ください。8番②の除染則についてのご回答からよろしくお願ひします。

安井：厚生労働省労働衛生課の安井と申します。8の②、除染則とそのガイドラインということでございます。従来、電離放射線障害防止の為には、いわゆる電離則というものがございます、これはご案内のとおり原発でありますとかX線のように特定の線量があつて、その周りにドーナツのような管理区域というのを作つて、その中で放射線業務をおこなつて放射性物質を封じこめると。そういう発想で作られている規則なんですけど、除染の場合はご案内の通り、線量が散らばつていて、さきほど申し上げましたような管理っていうのはできないんだということでございますので、新しい規則を作つて対応するというところでございます。ご質問の廃棄物処理施設等々という所でございますが、問題の通り上下水道処理場から高い濃度の線量が出たり、あるいは焼却灰から高い濃度が出たりとかですね、そういうことがございます。これにつきましては線量が散らばつていてはなくて、特定の施設の汚泥を扱う所に高い濃度の放射性物質が溜まっていますので、その周りに管理区域を作つておくことは可能なんです。また、管理区域を使つてその中に封じ込めるという従来電離則の考え方の方が、新しい電離則、除染則よりも効率的かつ効果が高いということでございますので、いわゆる廃棄物の処分をおこなう施設で、上下水道の処理施設であるとか、中間処理施設ですとか、最終処分場ですね。そういったものについては従来電離則を適用するという整理をしております。以上です。

飯田：後段の今後というところは。

安井：これにつきましては福島県とあと八県が、除染状況重点調査地域というところに指

定されましたので、そこが基本的に除染則とガイドラインの適用範囲ということになります。労働局の方に、除染則自体が1月1日が施行ですけども、施行するときに指導監督の方向についても示します。今の状況では本格的な除染が実施されるのは年度明けと申しますので、それに合わせて適切な指導・監督ができるように指導していきたいと考えています。

飯田：そうしましたら要請項目の1に戻りまして、順次、ご回答願いたいと思います。経産省の方からですね。よろしくお願い致します。

相良：原子力安全保安院の相良と申します。まず、線量計を外して作業していたという大臣のご発言ということですが。以前、お答えさせて頂いている通り直接、聞いた情報ではなくて伝聞情報として間接的に得た情報だと。これ以上の情報が大臣職を離れていて改めて確認することが難しい状況となっています。ということで、以前お伝えさせて頂いた情報以上のものはございません。申し訳ございません。

飯田：じゃあ、2。先に経産の方から。

細谷：資源エネルギー庁事故収束対応室の細谷と梅井と申します。2番の、死因についてですけども、10月5日の作業員の死因については、確かに事故発生直後は発表させて頂いてなかったんですが、東電が発表してなかったんですが、20日に遺族の同意が得られまして、21日に発表しているという状況です。死因は後腹膜膿瘍に敗血症ショックということで、簡単に申しますと腹膜に膿の固まりのようなものがあって、膿が血の中に混ざってしまっていて、それで敗血症を起こしてしまったというような状況です。

田原：厚生労働省労働衛生課の田原です。基本的に同じ情報を得ております。正確に言いますと、10月5日に体調不良を訴えて、翌6日に亡くなったという。この方の死因については後腹膜膿瘍による敗血症性ショック。あとは東電と政府による合同記者会見で発表したときに線量についても発表していたと思います。外部被ばく線量が2.02ミリシーベルト。内部被爆線量は、ホールボディーをやったけど検出をされていないという情報であるということです。

飯田：続けて3の①になります。よろしくお願い致します。

安井：3の①でございませけれども、これは250ミリシーベルトから100ミリシーベルトに11月1日をもって省令改正をおこなったということでございます。この段階では、11月1日以前から業務に従事されている方につきましては省令改正の適用を除外したという

措置を取っていたわけでございます。それから、ご案内だと思っておりますが 12 月 16 日にステップ 2 が終了しております、この時に再度、改正をおこなっております。この時はいわゆる廃止ですね。250 ミリシーベルトを定めている特例省令自体を廃止しております。ですので、この結果、緊急作業の被ばく限度は電離則 7 条の本則にあります 100 ミリシーベルトに 12 月 16 日以降は引き下げられております。ただし経過措置がございまして、これは原子炉の冷却、それから放射性物質の敷地外の放出を抑制する、具体的に言いますと汚染処理施設関係ですけども、そこに従事する方で非常に高度な専門知識を有する方については直ちに 100 ミリを越えているからと言って、福島第一から外に出してしまいますと、安全が保てないということがございまして、やむを得ない措置と致しまして来年の 4 月 30 日まで専門な高度な知識を持っている方が約 50 人、東京電力の社員約 50 人については引き続き 100 ミリを越えて 250 ミリまで経過措置ということですのでそのまま作業を進めて良いという経過措置を置いております。ただ、これにつきましても東京電力に個別に確認して、どういった作業形態であって、なおかつどれくらいの被ばく線量になるのかということを確認した上で最小限の被ばくに留めるような指導をした上で認めているということでございます。

飯田：じゃあ続けて 4 番お願いします。

安井：4 番につきましては、4 月 28 日通達におきまして、ステップ 2 までの緊急作業でございますけれども、250 ミリシーベルトが適用される緊急作業で被ばくされた方については 1 年間 50 ミリシーベルト。緊急作業が終了した後ですね。緊急作業が終了した後に通常作業に就く際に 1 年間 50 ミリシーベルトという上限値については指導をしないという通達でございます。これにつきましては、これも 12 月 16 日の関係とも絡むんですけども、この通達はあるまでも 250 ミリシーベルトが適用される緊急作業に限定しておりますので、12 月 16 日以降に被ばくした者については従来どおり 1 年間 50 ミリシーベルトというのは適用すると。緊急作業が終了した後の合算ですけども。通常作業に移行した方の処理については 12 月 16 日以降に被ばくした者については従来どおりの 1 年間 50 ミリシーベルトを適用するという整理をしております。ですので、この通達が今後、今後と申しますか 12 月 16 日以降の被ばくについては継続しないということでございます。

飯田：じゃあ、ここまでで 4 番までご回答頂きまして、それで労働衛生課の安井さんがここまでということなんですが、一応ここで区切って質疑・応答をさせていただきます。今までの回答に対して皆さんの方からご質問やご意見がありましたら、挙手をしてお名前・所属団体をできれば言って頂いて発言をお願いしたいと思います。

岩下：岩下と言います。1 つは第 8 項目の被ばく労働のところなんですが、先日、除染作業

等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会なる検討会の報告書が出されています。11月28日でした。その中でこれはおおむね線量の管理が難しい除染作業に関わって出てくると思うんですが、ただしその中で4ページ、線量の測定の中のところで但し書きがあって、上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋立処分場等の廃棄物処理施設については管理された線限である上下水汚染や灰からの被ばくが大きいと見込まれるため、除染区域内であっても電離則を適用すべきとなっています。ここでいくつか質問しますが、除染区域内であってもという表現は当然、除染区域外においても考え方は一緒だと、そういう意味ですか。

安井：除染区域は従来から電離則ですので全く同じです。

岩下：次に電離則を適用という時、これは今、電離則が適用される代表的な場所というのはもちろん原発だと思うんですが、そこで適用されている被ばくの値と言いますか。先ほど50ミリシーベルトを年間100ミリシーベルトという風な。これは緊急作業時ですか。それから通常時においても数値の規定がありますが、それを例えば東京における下水処理施設においても適用するということですか。

安井：そうです。職業被ばく限度ということになりますので、基準としては1つしかありません。

岩下：としますと、放射線管理手帳等を用いた管理を同じく実施するということですか。

安井：東京都庁から聞いている話によりますと、なかなか職員の方に被ばくをさせるというのはかなり難しいということなので、1ミリシーベルトを越えないようなレベルで管理をして、公衆被ばくの一般限度を越えないようにする形で管理したいとおっしゃっていますので、そういう意味では電離則上の厳しい線量管理っていうのは、しなきゃいけないようなレベルにはしないと聞いています。

岩下：被ばく手帳などを用いた管理をするのですか、しないのですか。

安井：放射線管理手帳はご案内の通り民間の制度でございまして、原子力施設、原発とか電力業者がおこなっているところの制度でございまして、法令上の制度ではございません。適用するとかしないとかはございません。

岩下：運用上1ミリシーベルトを下回るレベルで働かせると言われましたが、これはあくまで運用上の問題で、それを越えてしまったり等々のことが起こると思います。その場合、

例えば原発現場と同じように線量計を持たせるとか、防護服を着せるとか、そのような措置を取らせるつもりですか。

安井：電離則に基づいていわゆる3ヶ月間に1.3ミリシーベルトを越えるエリアは管理区域にしなきゃいけないとなっていて、その管理区域の指定はして頂きます。なおかつ、その中に立ち入る場合には線量管理をするように当然、かかっていますのでそれをやって頂きます。

岩下：そういう管理をおこなう管理者は例えばさきほど東京都庁という名前が出ましたが、そこに存在しているんですか、あるいはそういう管理者を置くことを国側から要求するんですか。

安井：管理者ってどういう意味の…。

岩下：放射線管理に関わって教育をおこなったり、あるいは計測をおこなったり、諸々の管理業務をおこなう責任者を置くように指導するんですか。

安井：電離則上は特段、放射線の管理をする人間を置きなさいというのは実は無くてですね、従来から衛生管理者の職務の中に入っていますので、当然それをやって頂くことになります。

岩下：そこで今、衛生管理者っていう名前が出ましたがそれは通常、放射線の被害なんかを受けないような、受けるつもりがない状態で例えば労働者は都庁に、あるいはごみ焼却場に就職するわけですよね。ところが事情が変わりましたと言って、急に被ばくを強制させられる。そういう事態がいま起こるわけなんですけど、それが当然、従来の衛生管理者と違ったレベルで管理できるものではないでしょう。

安井：実体論はおっしゃるとおりというか。法令上はご案内のとおり、先ほど申し上げましたように電離放射線の障害防止のために特別管理者を置かないっていうルールにはなっていないので、実行上そうしたきちんとした方が管理した下に置かれるように指導はしています。

岩下：ですからいま言われていることは、運用においてとか、実態においてとかいう言い方がされていますが、それは結局のところ都庁なら都庁に丸投げするって考えではないんですか。

安井：労働基準監督署は監督・指導はおこなっております、そこで電離則に定められた、例えば線量管理でありますとか、そういったものが適切におこなわれるかっていうことは監督・指導はおこなってきましたし、これからもおこなっていきます。

岩下：それは従来、都庁など行政機関において、そういう管理をおこなってきたんですか。監督署は。

安井：下水処理上とかは元々、安衛法（労働安全衛生法）の適用になってますので従来から、放射線とかはやってないですが、下水処理場とかは必要に応じてやってきてます。

飯田：ちょっといいですか、ちょっと長くなってきているので他の方にも質問をして頂きたいと思います。他に今の関連で。

那須：いま JR 東日本では福島で新たに電車の運行するような所も 20 キロ近くまでありますけれども、例えば除染則にそういう鉄道関係の労働者に関しては、この除染則にある基準の線量以上だと該当すると考えてよろしいのでしょうか。

安井：法令上は除染則は除染を業としておこなう事業者のみにかかるという形になっておりますので、法令上の適用関係っていうのは JR 東日本のような会社は除染を業としてはいませんので適用はありません。ただ実体論として管理区域相当のエリアに立ち入る場合には電離則を準用した形で線量管理をおこなってほしいということをガイドラインの方に盛り込んでおまして、それは関係事業者に対してこれから周知をしていくという予定でございます。

飯田：ちょっといいですか、ごめんなさい。一応、経産省の保安院の方も早めにお帰りになるというような話なので、ここで 8 番の①ですね、私どもの要求としては被ばく労働特別対策室というのを内閣府に設置することということを要請をさせて頂いておりますので、ここについて双方のご回答を頂いてもう 1 回、これも交えて質疑・応答をしていきたいと思っておりますのでよろしいですか。

相良：こちらは内閣府の新チームがお答えすることになって、厚労省でも保安院でもなく。

飯田：これについての回答は用意してないということですか。

安井：内閣府に設置になってますので、ちょっと我々が、

飯田：わかりました。じゃあ、元に戻します。続けてください。

那須：そうすると、いわゆる除染作業みたいなものはボランティアであろうと、除染作業するもの以外は基本的に電離則の適用で考えるということですか。前の交渉の時に、第二電離則みたいなものを考えてるっていうお話が厚労省からあったものですから、そこから出てきたものとして除染則の形で出てきたのかなあと思ったんです。そうすると、先ほどのJRのような話っていうのは、要するに線限として特定のところに固まってないですから。散らばってますから、先ほどの説明によれば、こちらの除染則に該当するのかなと思ったんですけれども。

安井：おっしゃるとおり除染則に準ずる形で線量管理をおこなって頂くように指導するということになります。

那須：わかりました。そうすると、例えば具体的な数値で言えば、年5ミリシーベルトを越えるような環境において、もしそこに業務があったとすれば、除染作業でなかったとしてもですね、個人線量管理の義務付けというのは起こってくるということですね。

安井：除染則は除染作業をおこなうということになっていまして、5ミリのエリアの中で実際の放射線要素を取り扱う作業を想定してますので、我々が線量管理を求めるのはそのレベルです。ですから除染の作業をしない人について、

那須：さきほど準ずるって言われたのはどういうことでしょうか。

安井：JR東日本が駅を除染すると。

那須：ごめんなさい、だからJR東日本で5ミリシーベルト以上の環境の中で働く鉄道労働者はどういう法律の中で保護されるのでしょうか。

安井：5ミリシーベルトを越える、要するに2.5ですね。2.5を越えるエリアで、

川本：だから改札口のとなりの所に染源がある場合はどうなるんだって聞いているの。簡単に言えば。

安井：今のところ2.5マイクロを越えるエリアっていうのは今のところはですけど、避難区域になってますので、今のところはそういったエリアで、鉄道の業務が入ることは想定されていません。現時点はですけど。

那須：そんなことは無くてですね、それなりに狭い領域なのかもしれませんが、JR東日本の労働者が具体的に測っている数値の中で実際には5マイクロや8マイクロパーアワーを越える所ってというのは実際に見つかっています。ということは、もし具体的にそういう数字が確認できてその対象であると判断されれば、この除染則に準ずる形で対応を会社としてはしなきゃいけないということですね。

安井：数字によると思うんですけど、たぶんそれは地面からべっと付けて測っていると思うんですけど、我々の2.5ってというのは地上1メートルで測ることになっています。今のところは地上1メートルで測って2.5マイクロってのがエリアになりまして、特別のホットスポットとかではない限りは無いと環境省の会議で言ってるんですけど。

那須：あればどういう風な対応になりますか。現状に合わせて法律作って整合性を取るっていうのはあるのかもしれませんが、これから測ってそれこそ世田谷の話のように調べていけば色々な事が出てきて、それは実際に影響があるわけですよ。こういうケースが今後出てくるはずですよ。その場合はどちらの法律で労働者の安全は守られるんですか、と聞いているんです。それとも両方ともまだ未対応ということですか。

安井：事情によると思います。まあ、除染則は先ほども申しあげましたように除染の業務をする人間にしか掛からないので、ちょっと難しいと。電離則が適用できるかっていう状況は線限が特定のスポットに固まっているとか、そういう事であれば周りを管理区域にして立ち入らないようにするとかで管理できると思いますけども、実態によると思います。

飯田：ちょっとまだ良くわからないところがありますが、みなさんどうですか。

建部：今のこのイラストありますよね。これで言ったら、2.5よりは低いけれども、いわゆる今、除染をしようとしているレベルよりもある意味では高くて、通常言われている3ヶ月で1.3ミリシーベルトにあたるような所には市民も現実に居住していますのでね。たくさんの方が住んでいますので。突然、勤務の条件でそこに勤務する場合があると思うんですよ。だからそういった場合も含めて言っておられると思いますので、現実にはなくて、職場でそういう実態で働いている人はいると思います。それも自分の自宅から離れて職場に行く場合もありますね、当然。

安井：その図面の左下の方に0.2を下回るけれども、0.2、3は超えるというエリアで除染業務以外の業務をするような方については基本的に被ばくによる追加線量は1ミリシーベルトにならないように被ばく管理をしてほしいと。その中で1ミリシーベルトを超えない

ということであれば、一般の公衆の被ばく限度と同じになりますので、線量管理をしてほしいという発想で作っています。ガイドラインを。

建部：これですと年 1 ミリシーベルトを超える人も出てきますよね。汚染がある程度高ければ。計画的避難区域以外の所に住んでいる、あるいはそこに勤務していたら当然、超える可能性があるわけですよ。

安井：可能性が・・・。

建部：うん。

安井：それはそうならないように管理して頂くっていうことでお願いしてやっていますが。

川本：管理するにしても、さっき JR の話が出ましたけど、JR 東日本さんは線量を測るつもりもないし、管理してくれっていうのはちゃんと線量も測って超えるようであればちゃんとやってくださいというように国が言っても、個別の企業さん JR に限らず別に線量計を持っているわけでもないし。JR は買えばいいんでしょうけど、もっと小さいところはそんなものすらちゃんと把握できないわけですよ。ホットスポットがあるのか無いのかを含めて。そういうことをきちんとしないと、除染作業をやる時はそこを測れば良いですけど、除染等業務に従事するでしょ？ だから除染はもちろん測るんだがそれ以外で期せずして一定の基準で作業をせざるを得ない人。そういう人たちが超える可能性がある場合はちゃんとまず把握せえと。線源があるのかないのかを含めてね。ホットスポットがあるならやって、その上でこれはどう考えても 1 ミリシーベルトいかないよ、と。あるいは、もしかしたら 1 ミリシーベルトいくかもしれない。だって仕事なんてわからないわけで、1 年間その作業でそこにどのくらいの時間行くかなんて。そこら辺も含めて法律、ガイドライン、規則を出すときに周知しないと、うちは関係ない除染なんかしないし、という風になったら困るっていうことをいま散々みなさん言ってるわけですよ。そこを踏まえた上でのガイドラインなり通達の出し方をぜひ考えてもらいたいってことを言ってるんです。

安井：趣旨はわかりました。まず、そういったホットスポットがあるかどうかを調べるっていうのは今後、環境省において調査していくことになってますので、そこで把握することになります。それで見つかった場合は市町村にそれを通告した上で除染作業をしてもらうということ。その除染は、除染を専門にしている業者にやって頂くと。それで線量を上げて頂くという手続きを今のところは考えています。

飯田：はい、どうぞ。

参加者：厚労省っていうのは、労働者の健康を守る為にあるんですよね。全国民かもしれないけど。この話で言えば、労働者の健康を維持する為にあるわけですよね。それはちょっと答えてもらえますか。

安井：厚労省というか、そういう法律は所管しています。

参加者：先ほどの3の①の答えですが、12月16日から100ミリシーベルト適用っていうのは良いと思うんですが、経過措置として何人か、東電の50人ですか。それは250ミリシーベルトをずっと適用すると言われました。4月30日まで。こんな事で労働者の健康を守れるんですか。

安井：政府一体として考えて、今回の原発事故によって福島原発の周りの方々の事故による生命・身体の危険というのがあったわけですね。それを守るという、国民の生命等を守るという利益と、事態の収拾にあたる作業員の生命・健康を守るという利益のバランスのところで考えていかざるを得ないということになります。その中で、先ほど申し上げました方々というのは専門知識があって原発の運転も何十年もされている方々で、そういう人を急に外してしまって事故が起きたときに再び大量の放射性物質が放出される可能性もないと言えないという中で、それによって失われる国民の利益と50人の方のバランスを勘案した上でこういう措置を取っているということになります。

参加者：そうするとその50人に相当するような高度の専門知識を持って、経験もあってという人は全国で何人くらいいるんですか。

安井：原子力発電所っていうのはオーダーメイドになってまして、極端な話、福島第一の1号炉と2号炉は違うという話らしいんです。1号炉でどういう配管になっていて、どういうような注水系統があつてとかは、そこで働いていた人しかいないそうです。ですので、残念ながらそれくらい高度なレベルの、もちろん簡単な作業の経験がある人はいくらでもいると思うんですけど、実際にトラブルが起きた時に指揮がとれる人はいないと。

参加者：それでも同じように古い日立、あるいは東芝の機械を扱っている別の原発の人は仕事ができるんじゃないかと思います。原発の事故との国民の健康、あるいは労働者の健康のバランスの中で考えると言われました。であるならば、いま福島原発事故を収束させることに注力するべきだと思うんですけど、労働者を。ですから、いま保安院の方では7基のストレステストの結果を受け取ってさらに進めようとしてるんですね。こういう新た

な再稼働をやめるように厚労省としては要求するべきじゃないですか。人が足りないんでしょ。だから 250 ミリシーベルトまで許したりしてやってるわけでしょ。まず、福島押さえるのが大変だから全部止めてくれっていうのがあなたの仕事じゃないですか。

安井：先ほども申し上げましたように、福島第一の 1 号炉の専門家っていうのは他から呼び集めるっていうことはできないっていうことです。

参加者：本当ですか、それ。

川本：そうであればね、なんで情報開示請求したら全部墨塗りなんですか。国民の健康の為にどうしても、ある意味 50 人が犠牲になってもやむなしということであるわけですよね、法律的に。ほな、そんなの公開して当然じゃないですか。別に氏名を出せって言ってるわけじゃないですよ、こっちは。氏名は墨塗りでも文句言いませんけど。そうであれば何で保安院にしる、厚労省にしる墨塗りなんですか。何人、どういう作業で専門的だから必要だという事の部分を全部墨塗りにするのはおかしいでしょ。もう 1 つは、本当に東電なのか。必要なのが。民間の人が専門的なことやってんじゃないの。3月の人は4と絡みますけど、3月の試算だってメーカーの技術者が足りないっていう話をしていますよ。東電が被ばくしたのは自分ら専門家でもないのに、何かドアを開けとったり物を食とったりしとったから被ばく線量伸びたんじゃないのか。本当に東電の社員なんですか、いま言われた 50 人っていうのは。違うんじゃない。だから開示請求したんですよ。本当に必要とされているのがどういう技術者で、オーダーメイドって言われましたけど、それは色々違いますよ。各種の現場で型も違えば、あれも違うでしょう。だけど、こういう技術者だったら何とか他にいませんかちゅう事をやるためにも公開すべきでしょ。こういう技術者が足りないんです、こういう作業でこういう状態で被ばくが考えられるんですって。それを全部墨塗りにしておいて、とりあえず 50 人くらいいますって東電の言うことを信じてるのがわからないのです。それで東電じゃないでしょ、おそらく必要な 50 人。そんな細かいこと東電がするのかな。メーカーじゃないのかなっていうのをこちらは思うんです。それを皆さんおしゃっているわけ。そこまで把握して確認しています？ 本当に東電の技術者 50 人が必要なんですか。

安井：適用除外というか、継続措置の方はいわゆる原発の注水の関係ですね。それと先ほど申し上げましたように汚染水処理のオペレーションの関係の方々でございます。注水っていうのは従来からほとんど東電の人が直営でやってまして、当然、そういう方がやってきているという実態があります。それから汚染水処理もプラント自体を作るのはプラントメーカーなんですけど、そのオペレーションは基本的にほとんど東電の社員がやっている状態になっています。1人ひとり職務の内容を確認した上で 50 人くらいということで把握

はしています。

川本：注水と汚染処理だったらなおさら東電じゃないんじゃない。たまたまやったのが東電の社員であって、東京電力が事故が起きた時の注水関係のベテラン技術者がいるんですか。今回やってるような注水作業を経験した人がどっかにおるんですか。汚染水処理やったところがあるんですか、今まであんな形で。違うでしょ。たまたま東電の人がやらざるを得なかったからやっただけでしょ。そのときっちりやらなかったから被ばくしただけでしょう。そういう事をきっちり公開した上でやらないと全国民がやる規則や法律で捻じ曲げるようなことするなよっていう事を言ってるんですよ。全部、公開してくださいよ。私が言ったのがたぶん本当でしょう。たまたま東電の人がやっただけでしょう。どこが型によって違うんだ。あんな事故が起きたとき、もうみんなわかんない形でやらざるを得なかったんじゃないの。経験があったのかよ。今やってる汚染水処理や注水のこと。それは違うでしょ。いい加減な事を言っちゃいかんよ。きっちり出してくださいよ。

参加者：私の質問をもう一度申しますが、被ばく労働者が足りないならば新たな被ばくを増やすようなことはやめるべきだと思うんですよ。それを厚労省はしっかり労働者の供給状態を把握して、今の話の未公開の部分をちゃんと公開して、どういう労働者がこれこれいるから、もう十分に足りているならいいですよ。十分に足りているから再稼動してもいいんだという論理じゃなくて、足りないならば、こうやって 250 まで上げて労働をする人がいるならばそういうのをやめて、みんなで分担してやれるように要求を出してほしいんです。それを明らかにしてください。需要と供給を。

安井：需要と供給については資源エネルギー庁さんになりますので私が答えるのはできませんが、他に十分なベテランの方がいない。要するに他の原発から人を連れて来たからと言って福島第一の 1 号炉の注水の指揮官とかができるわけじゃないと聞いてます。

参加者：それは誰に聞いたんですか。

安井：東京電力です。

参加者：東電に聞いたんですね。

飯田：それは聞き方としては厚生労働省として東電に対して緊急作業に関わる被ばく限度の引き下げのための検討というのを申し入れてますよね。それに基づいて東電が 9 月に報告書を出してますよね。その結果としてそれが把握できたということなんですか。

安井：報告書のみならず、もちろんヒアリングもした結果です。

参加者：福島原発の収束のための労働者も足りないくらいなことから、再稼働するなんてとんでもないということを厚労省としてしっかり言ってほしい。最後です。これを要求して終わります。

岩下：10月のこの場で、今日はいらしていない厚労省の方をお願いしたんですが、いま唯一、福島原発の事故現場で働いている労働者の数と被ばく線量のデータを出しているのは東電の毎月のデータしかないわけですよ。ところが、その資料が全然いい加減で。そしてそれは是正させますっていうことで、今どうなっているかと言うと、隔月の新規入所者の被ばくデータと例えば4月から入った人のこの間の累積被ばくデータと、この2種類の表が出ることになりました。それは大変良かった。ただし、この前に私がお願いしたのは就業したことのある全ての労働者の被ばく量のデータを出すべきだと、そう申し上げました。なぜなら、例えば今の累積データで言うと、いっぺん4月に入所して3ヶ月働きましたと。その人は4月に入った労働者のデータとして表れる。ところが同じ人がもういっぺん8月から就労した場合、今度は8月のデータとして表れる。結局、1人の労働者の被ばく量っていうのがちゃんと計算されないようなデータになってるんですよ。いま私たちも利用できる基礎的なデータがそれだけしかないんだとしたら、もう一段、さっき申し上げた通り1人ひとりの累積の被ばく線量を出すと。そしてもう1つは例えば9月なら9月に何人の労働者がそこで働いていたかっていうことを明確にする。その二点をちゃんとやらせてくださいよ。その上でちょっと申し上げますが、この間の新規入所者が減っている。結果として平均被ばく線量が9月では上昇しています。おそらく事故現場の状況が悲惨であること、非常な被害を受けること、もう1つは東電が支払いを渋っていて日給のレベルが下がっているっていうことが言われていますが、その2つが原因で実際に就労する人がなくなっているんだろうと私は想像しています。本気で事故を収束させたいんだとしたら、今こちらの方が言われたように必要な人員を他を止めてでも集積すること。そして多くすればするほど、個人の被ばく量っていうのは当然、減っていくと思うんですが、そういう形で下げること。もう1つは東電の支払い停止などといった風な措置を是正させること。これは絶対に必要だと思います。それともう1つは、保安院の方の問題と思いますが、色んなプログラムを作ってそれを早く仕上げるのが何かしら国民に安心感を与えるっていう風なことで先日、冷温停止状態なる発表などをおこないましたが、こんな世間受けするようなやり方をやっている状態では要するに労働者は煽られ、被ばく線量が上がり、ますます労働者が集まらないっていう状態が起こるだけです。ですからここはもういっぺん廃炉に至るプロセスを議論しなおして長期にわたって人々の、そして労働者の被ばく量が減るようなそういう計画の練り直しが必要だと思います。以上、データに関するお願い、労働者の被ばく量の低減に関する指導のお願い、保安院に対する計画の練り直しをお願い、それに

ついてご回答をお願いします。

安井：まずデータですが、4月にいっぺん入った人が3ヶ月抜けたあと、また8月に入ったときにはどうなるかっていう事なんです、これは4月のデータに加算されます。今それぞれのIDナンバーで管理してますので初めて入った月で管理するっていうことで、いま作っている表は1人のデータが2つに分かれることはありません。それから9月が上昇したっていうことにつきまして、その後10月はまた落ちておりまして、長期低落傾向っていうのは見える状態になってます。また、月別にどれくらい的人数が入っているかというところにつきましては、今までは内部被ばくの管理の関係でそれぞれにいつ入ったかということですが、ごく厳密に管理してましたが、これはだいたいホールボディーカウンターのあるもできてきましたし、行方不明者も見つかってきたっていうこともありますので、次の報告からはいわゆる初めて入った月別の管理ではなくて、ざっくりと10月は10月に入った全員分のトレンドという形で直すように東電と協議をしているところです。

飯田：それは12月から？

安井：12月末の報告に間に合えばそういう形にしたいとは考えてます。ちょっとトレンドが見やすくなるんじゃないかと思います。

建部：就業した区分での従来のデータも要りますよね。毎月の分だけやったら、今度は集計できないでしょう。だからそれは変な事になりますよね。

那須：今のやつも残してください。

岩下：あと毎月の在籍人員は？

安井：毎月の在籍人員は月別に管理するとそれでデータが出てきます。

岩下：10月のところは10月の新規入所者の数字しか出てこない。

安井：新しい表を作りますので、その月に入った人間という管理でやると。

岩下：10月に入るなら新規入所者を含め、従来から働いている人を含めて合計何人いるっていう数字が重要なんです。

安井：ですから10月1日から10月30日までにAPEを借りた人っていう形で全部やりま

す。

川本：新規じゃなくて全部ね。

安井：それは正しくそういう管理に今後は移行したいと考えてます。

斎藤：アスベストセンターの斎藤ですが、いま安井さんが東電の報告書。10月24日に電離則の戻したという形の時に高線量作業の洗い出しということで、わたし情報公開請求したんですけど、ヒアリング記録っていうのはその文書の中にはないんですけど、ヒアリング記録っていうのは出してもらえますか。

安井：明確な形でまとめたものではなくて、口頭でやりとりしただけで紙には残ってないです。

斎藤：それで今残っているように緊急作業における放射線作業届けっていうのは、監督署の方に出されていて、これが特定高線量作業も継続する作業ということで、その中でたまたま墨塗りを忘れてるんですが、作業の件名で福島第一原子力発電所機内全域にわたる設備の状態監視業務というのがあって、構内全域の架設運転版、回転機器について振動診断、赤外線診断によるデータ採取を実施する。作業規模は約1時間掛ける約5万掛けの5回サイクルで、これを実施する人数は10人と。このあたりの事は墨塗りにすべきものではないんじゃないかと思うんですよね。きちんと開示をして、労働者の健康や周辺住民の方の健康の問題に関わるわけなので、このあたりは全部開示すべきじゃないか。あるいは、まったく墨塗りになっているところの高線量作業の定義だとか、こういうのが全く墨塗りになってるんですよね。これ昨日、東電の作成した福島第一原発の運転手順書っていうのを保安院の方は個人情報以外は全部墨塗りがなく衆議院の方に出してるわけですね。こういうものはきちんとやっぱり公開すべきじゃないでしょうか。

安井：ご要望は承りましたので、情報公開基準に基づいて判断している部署がありますので、そこには伝えたいと思います。

岩下：すみません、さっき新規入所者減の傾向について原因は私の推定ですけれども、調査なり指導なりはしてくれるんですか、厚労省は。それから廃炉に至る計画の見直しっていうのを保安院に聞きましたがそれも教えてくださいよ。

金子：保安院の金子と申します。中長期計画の道筋につきましては今回の要望書に入っていないので、残念ながら今の段階でそれについて責任を持ってお答えできる人間

がおりません。ですので、そういったご意見があったということだけ戻りまして伝えさせて頂きます。

岩下：これは労働者や住民の健康を維持しながら事故を収束させるための全体のバランスの取れた計画の問題ですので、それをあまり政治的に扱わずにぜひ合理的な検討をお願いします。そして厚労省はご指導はやって頂けるんですか。

安井：線量の状況っていうのはずっと監視しておりますので、もちろん必要な指導は随時やっております。今後もやっていきます。

岩下：一時、9月の段階で上昇したことについては何か動きを取ったんですか。

安井：理由はいくつか想定されるというのはあるようですが、聞いたところでは建屋の内部に立ち入る作業がそのときは多かったという説明だったと思います。いずれにしても、全体のトレンドとして新規入所者でない、元々おられる方と合わせたトレンドっていうのは別途ありますので、それを踏まえて今後は指導していきたいと思います。

那須：緊急作業に従事した人が1年間、100ミリという数字の方なんですけども。16以降の被ばくについては元に戻したっていう話でしたけれども、当時、これの変えた根拠をこの場でうかがった時に東電の方から50を越える人が1600人とかそういう数字になってくるので、このままじゃその後他の原発が動かなくなるという風に言われたということでされたと言われました。その後、経産省の方は東電、日立、プラントメーカーを含めてその数字を出してきたと。100ミリ越えが320名という形で出てきたのでそれを根拠にそうしたということだったんですけれども、実際に今は幸か不幸か100ミリ越えの人はトータルで133、50ミリ越えは586。企業が出してきた数字の3分の1強の人数で済んだと、幸いにして。ただ僕たちとしては会社側が言ってきた数字をたいして検証もせずにそのままそれで、とっても重要なこの数字を、法律を変えてしまったという認識をしています。いまステップ2になったから戻したみたいな言い方をされたんですけどね、厚労省の方が。今この時の変更についてどういう風に感じておられるか聞きたいです。

金子：保安院の方からお答え致します。当時の状況につきましては、震災直後であったということもありですね、かなり現場は混乱していた。そういう状況を踏まえて、もしこのまま状況が推移すればどのような被ばく環境に置かれ、どのような数の作業員が必要なのかという非常に粗い検討をおこなったのはこれまでも何度も説明しているところです。当時の震災直後のあのような状況であれば粗い検討に基づいた当時の試算というのは致し方なかったと考えています。

飯田：厚労さんの方はどうでしょうか。厚労さんの方はそういう意味でいうと立場が違うということもあってかなりそこらへんではどうなのかというところの内部的な議論もあったと思いますけど。その点については今どのようにお考えになっていますか。

安井：これにつきましては4月いっぱい相当、経産省さんと協議をして最終的には大臣折衝までして決めた通達で。私が5月1日で移動ですので詳細に聞いていないんですけども、そのように聞いています。事故収束とのバランスを取ってやむなく判断したものと。

川本：この試算が正しければ足りてるじゃないですか。なんで12月6日以降にしか適用しないの。全廃すればいいでしょ、通達を。いま言われたように毎月の被ばく線量は減ってきてるわけでしょ。早く4月28日の完全に廃止すればいいのに何で必要なんですかこれが。粗い計算に基づいてでも足りてるじゃない。いま何ヶ月経ちました？半年以上経ってるじゃない。3分の1で足りてるじゃない、熟練労働者。なんで12月16日以降しか入れないんですか。3月11日を待ってるんですか。そしたら1年経つからあー良かったで済ます話ですか。4月を待っとるんですか。すぐに、あの時は仕様がなくて、それは仕様がなくていいですよ。だから8月、9月、10月は検討して変えたんだったら、おまけみたいに50ミリシーベルト適用を12月16日以降とか言わないで全部、適用すればいいじゃないですか。足りるでしょ。メーカーが逆に足りるって言うてるようなもんですよ、この粗い計算に基づいてでもですよ。なんでそんなに経産省に気を使うの、厚労省は。

安井：足りる足りないは我々はちょっと。

川本：いや足りるじゃない。算数でできるでしょうが。当時の計算で言ったら足りないかもしれないでしょうね、当時の状況で。今の時点で振り返って数ヶ月経ってみて、現在、この1ヶ月のみればこんなに人がいっぱいいるじゃないかっていうのは小学生でもわかるじゃないですか。足りるじゃないですか。なんで12月16日以降にしか適用しないんですか。そもそもあんなの違法な通達だと私は思ってるから、違法な通達は早く悔い改めて撤回してください。あの時出したことの違法性を言ってるんじゃないんですよ。いまの時点でも必要ないっていうこと。単純に考えてそうじゃないですか。言うとかけど、あれが正しいとしてですよ。もしかしたら被ばくしてる人がもっと他にもいるかもしれないということを危惧しつつですよ。だけど試算が正しいとしても大丈夫じゃない。経過措置だけのしょうもないこと言わないで。

安井：解釈でございますので、我々にできるのは今後の被ばくをどうするかっていうことで、過去に遡って改正するっていうのは、

川本：違うじゃない。今の通達生きてるんでしょ、4月28日の。修正して16日以降の人には適用し続けるんでしょ、4月28日の通達は。以前の人については。

安井：そうです。12月16日以前の被ばくについての解釈を示しているんで、その解釈を変えることは遡ってはできないということです。

川本；いま100を越えている人はじゃあ作業から離れたんですか。

安井：離れてます。

川本：50を越えてる人は離れたんですか、全員。

安井：50を越えてる人は離れてないです。

川本：だからそれを言うてるんでしょ。離せばいいじゃないですか。電離則どおりの本来の適用をすればいいだけのことじゃないんですか。足りるじゃないですか。メーカーの試算に応じて見れば。3300人おるんでしょ、熟練技術者。少なくともさっきの100ミリと同じように、こういう作業でこの人たちはどうしてもいるんですっていうんだったら良いですよ。そういう作業してないんじゃないですか。60とか80の人はおるわけでしょ。その人たちはもう休んでもらって他の人に代わってもらったら良いじゃないですか。そうじゃないと電離則の意味がないじゃないですか。1年間で50ミリシーベルトを越えないという意味がないじゃないですか。他に大丈夫な人がいるのにその人に浴びせ続けるわけですか。

安井：これも足りる、足りないの議論になると思うんですけど、試算よりは少なかったですけども、じゃあいま全部50ミリを越えてる人をただちに外して原発の安全が保てるかっていうのは別の話なので。

川本：だからちゃんと検証してくれればいいんですよ。試算してもらって検証すればいいんじゃないですか。

斎藤：4月のやつはね、福島じゃなくって他の原発で働けるってために保安院が別枠で要求して、だけでも厚労省としては別枠ということはできないと。だけど川本さんも言うように、4月の通達は電離則違反ですよ。電離則は年50っていう形で、あるいは5年で100っていう風に明確になってるわけで、その電離則を改正したならともくか、3月の場合には電

離則を改正してるけど、4月のは電離則を改正しないでいわば裏通達を出した形ですよ。本来、2001年のときに年50だったものを年100にしたというのは計画的になるべく50よりも少ない、毎年20くらいに押しえるという趣旨で2001年に改正をして5年で100というのを入れたわけですよ。それを脱法的にというか、違法な形で4月の通達を出してるわけですから、12月15日以前の被ばく者についても50でもう1回、直すべきだと思うんですが。

安井：解釈について、1度か2度かだいぶ議論して違反を踏襲しないって議論はさせて頂いたと思います。法令上の管理は別枠なんですね。ただそれは我々としては望ましくないの行政指導として合算して管理するように行政指導してきたという実態があります。ですの行政指導について今回は一部例外を認めたっていう形でございますので、それはそういう状況でございます。それから解釈の問題で12月16日以前のものについてはこういう形で解釈をするという風に示しておりますのでそれを急に変えるというのは労働者のあるいは事業側の、働きたいって労働者も一部おられるんですが、それも含めて不利益変更になりますので、遡っての不利益変更になりますのでそれは基本的に難しいと考えます。

川本：被ばくさせないのが不利益とかまだ言ってるんですか、あなたは。東京電力でもそんなこと言わないぞ。厚生労働省の役所の人間として、労働時間にせよ、安全衛生の法令にしろ、それが不利益変更になるんですか。規制を強化することが。1ミリシーベルトでも少ない方が良くって半面ね、浴びたい人がいたらそれは不利益変更なのか。規制をかけることが。その点だけ教えてくださいよ。

安井：表現としては規制強化ですね。規制の強化の方向だということですね。

川本：そうですね。不利益じゃないよね、被ばく線量を落とすことが。

安井：それは立場によってそういう人が、

川本：いや立場じゃないですよ。そんなこと言うのあなただけだよ、世の中で。厚生労働省の役人でそんなこと言うの初めてだよ。労働時間の話してても、派遣労働者の話でも。週41時間働きたい人、40時間で規制すんのが不利益変更なのかよ。違いますよね。1度目じゃなくて、2度目3度目だから言うんだよ。違うよね？

安井：まあ規制の、

川本：規制の強化じゃなくて、あらかじめ規則があるんでしょ。電離則が。いきなり 4 月 28 日に突然出したのはどこの誰なんですか。こんだけ検討期間あれば突然じゃなくても東電に言って、いやぁこれからこうしますからねって何日か何週間かかけて作業編成やってくれよって言えばそんなことできるじゃないか。明日やれっていつてるんじゃないですよ。何ヶ月経ったんですか、我々が要求してから。もう数ヶ月経ってるじゃないですか。

飯田：4 番目のことも、4 月 28 日の通達についていま再三いってますが、これを国としては別枠だと解釈を示しているなんて話をしているけれども、この通達をどうするかっていうのをちゃんと再答弁してください。今日の段階で規制の強化うんぬんっていう話をされてますけれども。もう 1 回改めてどうすんのか再答弁を求めたいと思いますのでご検討頂けますか。いいですか。

建部：線量のことだけ議論してますけど実際には働けなくなった人がいるわけですね、今後 5 年間とか。だからその人たちの放射線業務以外の就業、あるいは生活保障といった形で。これは東電がやるとか事業者がやるっていうことももちろんあるんですけども。国としてどういう風に対応しなさいっていうガイドラインを示してちゃんと指導すべきじゃないんですか。そうでないと不収入の道、別に仕事を探さないといけないんですが、全然慣れない仕事をするっていうのはある意味では問題だし、色々と問題も起こってきていると思うので労働者の総合的な利益のためには線量の問題だけでなく経済的な面も含めて厚労省としては指導しないと駄目じゃないですか。

参加者：非常に重要だと思いますね。それをちゃんとしないからさっきの規制みたいな話が出るんです。

安井：4 月 28 日の同日付の通達で東電の社長に対して雇用の確保について配慮しなさいという文書は出して指導はしています。

建部：東電はどのような対応をしてるんですか。回答というか。

田原：細かいところまでは今なかなか。

建部：じゃあ次回、明らかにしてください。

安井：もともと 100 ミリ越えっていうのはほとんど東電ですので、東電の社員において解雇されるっていうのは基本的にはないということです。50 ミリ超の方もいわゆる大手のプラントメーカーか 1 次下請けくらいのレベルなので現時点で解雇に至るようなことはない

とは思っています。もちろん自発的に離職している方はかなりいるんですけども、少なくとも解雇されたという情報は今のところ聞いてません。

飯田：そこらへんについては非常に重要な問題だと思いますので、継続的にフォローして頂かないと解雇は出ていないから良いだろうということでもないだろうと思いますので、聞く部署が違うのかもしれませんが改めてこれについては私どもも要請をしたいと思っていますので、また次の機会にご回答頂くという風に思います。4番目までのやり取りを今までやってまいりましたが、ここでいったん、経産の方も保安院の方も退席をされるということなんですが、経済産業省に対するご意見やご質問はみなさんの方でいかがでしょう。全体で。

高石：千葉県から参りました高石と申します。1番の①なんですけど、大臣が交代をされたのでちょっとわからないというお返事だったんですが、大臣は行方不明にでもなられたんでしょうか。政府発表がぐらぐらして国民の信頼は地に落ちているということをどう認識しているのか。こういう回答で国民の信頼が回復できると思っておられますか。

相良：おっしゃるとおり、できるだけ色々な先生に、海江田前大臣とかにも聞きたいところですが、実質として当時のテレビで報道された時も秘書官を通じて確認をしたところですが。そのときには回答でして、さらに調べたところでもこれ以上、海江田前大臣にアクセスできない状況になっているところですよ。

飯田：総裁選にまで出てるんだよ、あの人。

川本：そしたら民主党にちゃんと聞くとかさ。そりゃ話を聞いたけど本人が言いたくないっていったならまだわかるんですよ。聞いたけど本人が答えたくないとかね。言う必要はないとか言うなら別だけど。アクセスできないっていうのは納得できない。秘書官を通じてとか。

相良：ですので、伝聞情報とまでしかわからないということです。

川本：伝聞情報だったら当然、誰から聞いたんですかと。我々の調査では東電のアンケートでも出てないですと。大臣はどなたからお聞きになったんですかと。それを突っ込まないと子どもの使いじゃあるまいし、ガキ大将で怖いから会えないとか、そういうことばっか聞いてたらものすごくいい加減な話ですよ。どっかの共和国じゃあるまいし。

相良：申し訳ございません。そこまでしかわからないです。

飯田：仕様がございませんね、これ以上。ほかに経産省の方に対するご質問は。無ければ一端ここで時間が来た方については退席をして頂くということで。どうもありがとうございました。5番以降は文科省の方にも来て頂くということになっておりますが、今日は審査会の方があって4時までには到着という風に聞いております。

西川：労働基準局補償課の西川と申します。5番の②について、これは直接の担当は労災管理課というところでございますが、今日は都合でこれませんので私の方で答えを預かっておりますのでお答えをさせていただきます。厚生労働省における相当因果関係の定義というものは特にないわけですけど、本文等との関係からして労働補償や災害補償保険法における関係をお聞きになられたいということで、その趣旨でお答えをさせていただきます。相当因果関係っていうこと自体が法律に出てくるわけではございませんけれども、これは最高裁の判例におきましても相当因果関係があるときにお支払いの対象になると。最高裁の判例自体は公務災害についてのものですけれども、労災保険でも同じと考えておりますので、相当因果関係がある場合っていうのは、要は補償もされる場合だということになろうかと思えます。どういったときに労災補償がされるかにつきましては法文上、業務上の事由による負傷ですとか疾病ですとか、あるいは死亡といったものについて補償の対象になるところでございます。この業務上の事由によるものというのがどういうことかと、業務起因性があるという言い方もしておりますけれども、業務に内在する危険が現実化したものという形で話をしております。この業務起因性の有無ということにつきましては個別の事例につきましてそれぞれ判断していくということでございまして、負傷等であれば仕事にということがあれば間違いなく大体認められるわけでございますし、状況によってそれ以外にも認められる場合はあるわけですが、疾病につきましては多くのものについては認定基準を定めておりますので個別の事例ごとに認定基準に基づいて判断をしていくというような形になってございます。6番の方ですけれども、労災補償に関する情報提供についてという事でご要請を頂いたところでございます。原発内の全ての被ばく労働者全員に放射線被ばくによる健康障害とその認定基準等について資料提供をすることというようなご要請でございます。まず、私ども1番重要なのは原発内で働かれる全ての労働者の方に対して労災補償制度というのがあると。仕事上の怪我や病気をした場合には労災補償制度が適用されることを知って頂くことが一番重要な事と考えています。厚生労働省では東京電力に対して労働者に対する安全衛生教育の場におきまして、労災補償制度の概要についても周知を図るように指導しておりますのでございます。東京電力においては本省で作成した労災保険制度のパンフレットを活用して周知をおこなっているところでございます。さらに言えば、電離放射線による健康障害それ自体については元々安全衛生教育の中に入っておりますので、既に指導されているという認識でございます。その他、新規入場の方ということになりますけれども、東京電力福島第一原発内で働く全ての方に対する周知と

致しまして、11月の末ごろからJビレッジの出入り口等に掲示をするなどの方法で労災保険制度というのがあって、仕事上の病気や怪我については労災保険でやってくださいということを掲示させて頂いているところがございます。さらにということですけども、放射線被ばくによる健康障害、あるいは認定基準等に関する周知、そこに特化した周知につきましてはデータベースの関係で個人の労働者の方に通知をする機会があるとアイネップからも伺っておりますので、その機会を活用するなどの方法を検討しているところがございます。

田原：7番につきまして労働衛生課の田原から回答いたします。10月、データベース等の関係で電離則の改正ですとか、指針がでているとか、それに関することの進捗状況ということですが、現在、データベースのプログラム開発をシステム業者と詰めたり、実際のプログラミングをしたりとか、そういう作業を進めている最中でございます。全般的に今年度中にある程度、形にして動けるようにしたいということで作業を進めています。ですので登録証ですとか、福島第一の作業員への手帳についてはその稼働後となります。国が実施する離職者向けの検査という部分がありますが、これはまだ予算の関係がありますが、予算が確保できることを前提として来年度に開始をしたいということで準備をしております。ただ、できることから早めにやろうということでして、暫定的に線量データの閲覧だけなるべく早くできるようにするという準備をいましております。最初に出てくる取り組みとしては例えば働いていて今は他の所に離れているという方などに向けて線量データの照会を受け付けるというのを一番最初にスタートしようとしております。まだいつというのが断定的には言えないんですが、これは一番最初に出てくると。それはデータベースの本体が本格的に動き出す前でその機能を先にやろうとしております。

飯田：労災補償の関係。そして長期的な健康管理制度のデータベースの問題について答弁を頂きました。ここについてみなさんからご意見やご質問を出して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

鈴木：神奈川労災職業病センターの鈴木と申します。線量管理に関してなんですが、先日、自分は郡山に行ってきたんですけど、要はいるだけで被ばくしてるわけですね。労働者の被ばく管理に関しても、労働時間だけ管理しても仕様がなくなるとか、仕様がなくなるとかわけではないですが、労働時間内だけの被ばくの管理ではなくて、休憩中もそうだし通勤中もそうだし、あるいは日常生活を送る上でもトータルでの被ばく管理をしないと全体の個々の労働者の健康被害に対しての把握が出来ないと思ったんです。ある一定の空間線量の数字を測って5ミリだったら5ミリ以上、あるいは毎時2.3だったら2.3以上だけをはかるのではなくて、全て測っていかないときちんとした被ばくの健康管理ができないと思ったので、それについての要望についてどう考えているのかということをお伺いしたい

ていうことが1点。もう1点は内部被ばくに関しての労働者に対する安全教育ですね。全  
てにおいて言えることですが、外部被ばくを前提にした放射線に対する教育って  
いうのが中心だと思うんです。よく見る、レントゲン写真をとればどれくらい被ばくして、  
CTをとればどのくらい、飛行機に乗ればどのくらいっていうことではなくて、それプラス  
内部被ばくでどれくらい被ばくすると健康に対して害が出るのか。そこは科学的に合意が  
ないということかもしれませんが、少なくとも内部被ばくに関しても重要性、危険性を指  
摘している学者もたくさんいますから、内部被ばくの危険性も含めた安全教育が重要な  
かなと思いましたのでその二点の意見をお伺いしたいと思います。

田原：すみません、今の二点ともさっき帰ったメンバーの方が詳しいんですが。ちょっと  
私ができる範囲でお答えします。日常生活と職業被ばくとの放射線被ばくの件ですが、少  
なくとも会社ですとかそういう所の防護の考え方としては一応はまず区別して考えよう  
という整理をされていて、職業被ばくは職業被ばくとして測定なりをします。今回みたい  
なケースであれば公衆被ばくとしてどうだということもまた推定される。これを1人ひとり  
線量計を測ってやるのか、行動記録とかから推定でやるかしていくつか方法があるかと思  
うんですが、少なくともそれはそれとして、まずはそれぞれでカウントしようという考え  
方でやっていると理解しています。その上で日常生活のところが大きいという話であれば、  
今後は避難区域とか避難準備区域とかそちらの方の話としてやるとか、そういうところ  
に関わってくるものと理解しています。最終的に、私はどっちでもあったということは可能。  
それはそれで言うのは良いと思うんですが、少なくとも線量の管理としてはそれ  
ぞれでまずやるという考え方で動いております。二点目の安全教育の観点で行きますと、  
実際の教育の内容として放射性物質を含んだ粉じんを吸わないようにということは内容と  
しては含んでおります。先ほどの目安としての被ばくが確かに、飛行機に乗ったら何ミリ  
シーベルトって話。これは確かに目安としての話は内部被ばくの話が主だとは思いま  
す。もしかすると、内部被ばくの目安でいうとバナナを食べると放射性カリウムでこれく  
らいとかいう話かもしれませんが、ただ内部被ばくと外部被  
ばくということになりますと、いま使っている単位のシーベルト。ミリシーベルトとかマ  
イクロシーベルトのシーベルト単位にする段階で核種ですとか、取り込みの形態ですとか、  
そういうことを加味して内部でも外部でも共通で足し算してこれぐらいって風にして  
るものの単位として、あえてシーベルトという単位があると理解しておりますので、実際  
の防護とかやるときに内部被ばくを防ぐって内容を安全教育として盛り込むって  
いうのはもちろんだと思います。ただ目安として便宜上使われているのが外部のものが多い  
という理解だと思っております。

那須：7番の件ですが、検討会がおこなわれて、福島第一で働かれた人の長期管理に関  
して。報告はただデータベースの話ばかりになっちゃってましたけど、手帳のことも書

かれていましたよね。データベース作成後、手帳に関しても準備をするというようなことを言われてましたけど。こちらとしては健康管理手帳という書き方をしましたけども、そちらでは福島第一で働いた人の手帳と言われていた。それで検討会のまとめの中では具体的な中身が全然書かれていないので、そちらでたぶん中身の検討をされているんだと思うんですが、内容およびその取り扱いについてどんな形の手帳として考えて準備しているかを教えてください。

飯田：どのように交付されるのかね。交付される手段です。

田原：これ担当者レベルで細かいところが詰まっていないところもあるんですが、福島第一の人向けの手帳というのは検診の記録ですとか、線量の記録等を綴れるようなものにしております。検討会の指針で書いたと思うんですが、福島第一での線量、内部外部全部含めて 50 ミリシーベルトを越えた方向けにお配りすることを予定しております。実際どういうものにするかということも、それは詰めている最中なんですが、納期と言いますか、早くできるようにということで例えば労働安全衛生法のアスベストとかの手帳ですとかこういうちっちゃいタイプの綴じられたものになってますが、今回のものはスピードと言いますか、印刷とかの手間も考えてファイル・バインダー式にしようかということも含めて考えています。その方が早くできるということと、データベースで画面で出したものをそのままプリントアウトして綴れるようにするとか、そういう形で管理できて綴れると。登録証と組み合わせることで、例えば検査はこういうものを受けられますということを確認するという方式を担当者レベルですけど考えています。

那須：50 ミリ以下の人は手帳も出さないんでしたっけ。健康診断は 50 以上でないと。

田原：ですので、そこで言う手帳というのは 50 オーバーの検査を受けられる人向けのものということで。登録証は全員に発行します。

那須：でも線量について記録されたものが本人にわたるっていうのは結局、この枠の中で手帳にはないっていうことですね。50 未満だと。

田原：線量の照会は登録さえされていれば受け付けます。

那須：照会すればね。でも要するに手元にはないってこと？

田原：そうです。プッシュ方式までではないです。ただ、さっき申し上げたように最初に開始するサービス等も含めてそれはいくらいったという、50 とか 100 とか関係なく照会で

きるようにします。

飯田：ちょっと先の話っていうか、でも今のおっしゃった話ですとね、線量データについては閲覧は出来るだけ早くと、もう退職されている方もいらっしゃるし、他の仕事に就いている方もいるわけですから。またどっかに行っちゃうと追跡できないわけですからなるべく早く登録証だけでも発行してもらわないといけないということなんです。線量のチェックってというのは自分に ID みたいな番号があって、例えばどっかのデータベースのアクセスするという形で瞬時にそれができるのか、あるいはどこかに行って問い合わせをして照会をして確認するのか、どういうことをイメージしてどういう形でやれるのかっていうのをもう少し具体的に説明して頂かないと単にデータベースを作ってそれにアクセスして情報がすぐ取れるということだけだとね、わかりませんよ。あと健康管理手帳についてもバインダー方式みたいなものにするということなんです。それをどのように活用できるのかをもう少し形になったようなものを説明して頂かないと絵に描いたような話でしかないんで、わかっている限りで良いんですけど大体の方向性も決まってるわけですから、発注もされているわけだから、もう少しそこらへん詳しく述べて頂けませんか。

田原：今後、変わりうることがあるので現時点で担当者レベルで考えていることというご理解で聞いて頂ければと思います。先ほど、この手帳というのは安衛法の石綿等の健康管理手帳と 1 つ違う点は、それイコール検査を受けられるってということではなくて、現役で受ける方の検査結果等も全部つづれるようにというイメージをしています。労働安全衛生法の健康管理手帳は働いている間は事業者の特殊検診を受けて、その特殊検診を引き継ぐような格好で国が設けた機会に検査を受けるというものですが今回、発行するのはバインダー方式にするということはそういうことも含めて全部つづれるようにする。現役からリタイア後も含めてというように想定をしています。あとはデータベースのアクセス方法なんです。先ほど申し上げたように登録証の発行を待って線量照会っていうことを最初からやろうとすると、例えばインターネット経由でアクセスできるようにするという検討も実はしておりますが、したのですが、納期とセキュリティーの関係があって直接インターネットからご自身で取るという方式は当面は見合わせとなりました。セキュリティーの関係でシステム費用が高くなるというのがあります。ですので、線量の照会は基本的には申し出てもらうとか様式をインターネットで落とすことをして、本人確認書類を添えて送ってもらおうと。最初は郵送方式から始まると思います。準備ができれば窓口で提示する方式が取れればと思っております。ただ、ここはどうなるかはまだ。最初に確実にやるのは申し込みの書類と本人確認書類を送ってもらって、その住所に書き留めてお返しするというところからスタートする見込みです。それであれば登録証の発行を待たずに本人確認さえ取ればできるかなということ、なるべく登録証どころよりも実を言うとデータベースそのものが動かないと登録証が出せないという状況なので、その郵送方式の照

会は登録証の発行前から始められたらはじめたいなと考えています。

参加者：この結論が出たのは確か7月ですね。労働者をしっかり掴まないといけないでしょ。これから消えていくかもしれない労働者を。そのための努力を全然なされていらないように見えます。まずは人海でできることをやるべきじゃないですか。

田原：7月とおっしゃいましたが、これ検討会の報告書を出したのは9月の下旬で、指針としてまとめたのがその2週間後の10月11日です。そこから色んな事情がありますが。

参加者：3ヶ月経ってる。

田原：それは例えば、自分のパソコンレベルでプログラムを組む話で済めばもっと早いんですが。

参加者：いやいや、プログラムなりシステムが無くても労働者のアドレスなりを捕まえておくっていうのは非常に重要だと思うんですよ、厚労省として。それぐらいはできるでしょう。

田原：その元となるデータ、改正電離則で事業者に提出を義務付けたものを使うんですが、それについては10月11日に電離則を改正して、10月の終わりとか11月の終わりという時点でこういうものを出せっていう風にして回収をしています。その回収したデータをセキュリティがかかって閲覧できる形にいま加工するという作業をしています。それが本システムと別に暫定版ということでそういう処理を二重でやってます。

参加者：システムは色んなチェックしないといけないから時間が掛かるのはわかるんですが、労働者をしっかり捕まえることが厚労省として非常に重要なんだと思います。

斎藤：西川さんの方で補償の方、労災の制度というだけではなくて実際に田原さんの方で、石綿則だったら講習の中で例えば石綿のばく露によって中皮腫や肺がん、石綿肺が起きるって話を労働者にしてるわけですよね。そこの具体的なところがどういう風に、それで田原さんの方でそれはそういう病気が起こるんだと、職業ガンが起きる、こういう病気が起こるってことも入れるという形なんですか。そこはどういう検討なんですか。

西川：そもそもこちらの労災補償の話ではなくなってしまうかもしれませんが、電離則において放射線業務に従事する方については特別教育をやるということになっております。その特別教育の項目の中に放射線の人体への影響というような内容は、必ず教育しろというこ

とはなっておりますので、放射線を浴びることによって人体にこのような害が起こりうるということは従前から補償の枠組みの当然の前段階、予防というかその段階の話として石綿則に書いてあるようなものが電離則に書いてあります。健康障害についての教育はなされているという前提で、ただそれはそれとして補償がされるというのは別ですから、ご要望としては補償もされるということの周知もしろというご要望かと思ひまして先ほどのような回答をさせて頂きました。

川本：微妙に慎重に読んで頂いたんですけど、データベースの対象になった方に至極当然なんです。要求書にあります通り、そうじゃなくて、全員に。原発で働いている人、とりあえず原発内って書いてあるんですけど。電離則で当然、教育されておるんです。それは石綿則も同じ特化則も全く同じ。アスベスト、クボタショックができたことを踏まえて従前からこういう要求をしているんです。だから中皮腫ですらね、今の事態ですよ。だからトータルの被ばく線量で掛け算して確率すればどんなに、100 ミリ浴びても大丈夫とか言ってる人の計算に基づいたとしても10例はないですよ。確率論的にね。どう考えてもそれは、石綿ですらやっとなかなか行き渡らなかったわけですよ、補償の話が。お医者さんは中皮腫はアスベストですよって言うてる病気ですらこういう事態なんですから、ましてや白血病、治療を一生懸命やらないといけない、どうしようかいう話になってる時に労災補償の話なんかできないですし、頭に浮かばないですよ。ましてや多発性骨髄腫だの、悪性リンパ腫なんか今日、参加してる人たちの中でも何人知ってるのみたいな病気なわけで、それをやはり当事者の方に少なくともパンフレットを作ってくれっていう要求なんです。それを当然、データベースの対象の方には行き渡らないといけないし、こちらの要求は全ての原発で働いている被ばく労働者全員に配ってなんの問題もないんじゃないかっていうことですよ。

西川：すみません、そこは私どもも読み落としていたこともありまして、この原発内っていうのは東電の福島第一と読んでしまったところがあるんですけども。おっしゃるとおり健康障害が起こりえますと、現に起こるかとはともかくとして起こる可能性があるということは教育でされていることで、それを仕事のせいと言える場合には労災補償の対象となりますと。あるいはそれだけでなく、熱中症があったり、心臓疾患があったり、その他多数の怪我があったり、いろいろ補償されるべきものっていうのはたくさんあるわけですね。そういったものについて仕事上の怪我や病気は労災ですという話については徹底していかなければいけないという問題意識は私どもの方にもありまして、少なくとも東電の第一原発内においては入場時教育の時にも労災補償というのがあって、

川本：いや申し訳ないけどそれは当たり前。そんなこと今、東電に入ってる人は知ってるんですよ。とりわけ晩発性の疾患についての認識をご家族を含めて持ってもらうべく、紙

のデータをきちんと行き渡らしてくれという要求をしたつもりなんです。一般的に労災隠しは犯罪ですとか、労災補償の当たり前なのはみんな知ってるわけで、そうじゃない対応をしないと第二のアスベスト被害になるよっていう事を言うてるんじゃないですか。アスベストはもっと言うと、神奈川局内においても何回もありましたよ、中皮腫の人が行ったらアスベスト粉じんは局にじん肺管理区分申請してくださいなんちゅうのは。私も1回ありました。今日来てる安元さんだって横須賀署、横須賀なんて何十人、何百人ってなってる所でもそんな事件があったんだよ。末端の職員に相談したらそう言ってるんだから、監督署の職員が。だからそこを言ってるんですよ。

西川：職員内部での徹底を、

川本：いや内部だけじゃなくて、当事者に言わないとだめ。

西川：当事者についてですね、今おっしゃられているのが被ばくによる晩発性の影響ということについてであれば、すいません読んだときに東電の福島第一のと読んでしまいましたこともありまして、先ほど最後に申し上げた通り被ばくされた方については登録証が送付されると伺っていますので、そこの機会を捉えて何がしかの周知っていうのは検討しておりますし、やってまいりたいと考えています。それ以上のご要望については承りましたので、ただ今日の段階で回答は用意しておりません。

川本：用意してなくていいんだけど、とにかくパンフレット作ってくださいよ。わかりやすいアスベストパンフと同じやつ。そんなに難しくないですよ。あなた方が作れないんだったら原子力資料情報室にでも委託すればすぐに作ってくれますよ。3日で。何ヶ月も掛からないですよ。

西川：いま電離放射線の認定基準につきまして、認定基準がある疾病とない疾病があるというのは皆さんご案内のとおりだと思いますし、ない疾病だからと言って全然、関係がないかというところもそういう事でもないで、そのあたりも含めてちょっとどういうものを作るのが良いのかっていうのは、

渡辺：早急にやってください。今までもずっと時間をかけて交渉をやってきて、さんざん要求しています私たちは。要求してきました。そんなこと読み違えたみたい言い方されるのは本当に心外です。きちんと仕事をしてください。

安元：労働者住民医療機関連絡会議の安元です。要望書に具体的に白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫っていう風に病名まで列記してるわけですよ。認定事例を書いて、そういう

ことを周知してくれって言ってるわけですから、なんでこれがあぁわかりましたって言えないのか不思議なんで、いずれにしろ作る時に例えば放射線被ばくした人でこういう白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫、そういった病気に罹患したときには労災の可能性があるから、そういう人はとにかく労災の申請をしてくださいぐらいのことも含めて書いたものをぜひ渡すようにしてください。お願いします。

西川：ご要望としては承ります。

飯田：残り 15 分ということになりまして、福島みずほ先生もいらっしゃっているんですが、文科省の方の答弁を頂いて残りの時間でやり取りをしていきたいと思えます。

宮地：文部科学省原子力損害賠償対策室の宮地と申します。本日遅くなりまして申し訳ございません。本日、原子力損害賠償紛争審査会が 3 時まででありましてちょっと延びた関係もありまして到着が遅れました。私 4 時でまた別件が入ってしまって、なんとか時間を作ってまいりましたので説明させて頂きたいと考えております。5 番についてですね、①からご説明を差し上げると前回、前々回おそらく頂いている事だと思えますが、前回の者がお答えしている通りで、あくまでも労災と災害補償保険法と原賠法は別の法体系になっていると。原賠法については民法の特別法っていう形で原子力損害の範囲についても民法と同様に相当因果関係のある損害という形にされているということになりますので、労働者災害補償保険法について因果関係が認められたものっていうのが直ちに原賠法ないしは民法の相当因果関係にあたるかと言うと、なかなか言えないという事ですのでいずれにしてもそれぞれ個別のところで判断をしなきゃいけないということになります。2 番ですけれども、文科省における相当因果関係の定義を明らかにすることという事ですけど、相当因果関係という言葉自体はあくまで民法の世界の中の話で裁判所とかが因果関係とかを把握する時の一般的な概念という事になっています。具体的に説明していきますと、そもそも原子力損害というものについては定義付けはされておりまして、それは核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用により生じた損害という形で定義付けられてると。じゃあその損害について相当因果関係があるのかどうかについてはそれぞれ個別のものを見ていかないと判断ができないということになります。相当因果関係が一般的にどういうことを言われているかと言いますと、社会通念上、その行為がなければその存在が生じなかったことが認められ、かつ、そのような行為があれば通常そのような損害が生じるであろうと認められるような関係ということで、因果関係というのを社会通念で判断するという概念になっていて、それを民法とかそういったところで判断をされているということでございます。3 番については若干、説明者の説明が誤解を与えたと思えますが、我々、賠償というのを速やかに円滑にしていきたいという事を思っておりまして、原子力損害賠償紛争審査会で範囲の指針を作ったりとか、いま現在の指針は

明らかになっている損害について累計ができるものをまとめるということでやっていて、当然、抜け落ちているものもあると。その抜け落ちているものについても当然、相当因果関係があれば賠償の対象となるという事として、そういった指針に書かれていることでも、指針に書かれていないことについても、一般的にADRと言いますが、原子力損害賠償紛争解決センターというのを作ってすでに何百件もお申し立てを頂いておりますけども、そういった所で個別の事情をお伺いしながら判例とか労働者の作業状況とか被ばくの状況とか、それはあくまで個別の状況をみないとわからないという事になるんですけども、そういった事を見ながら我々としては個別の賠償を進めていきたいということで、そういった体制をしっかりとやることによって賠償を進めていきたいという風に考えています。

飯田：皆さんの方でいかがでしょうか。

川本：横浜シティユニオンという組合でまさにこれで、労災で認められて文科省が逆に東電の応援をしたちゅう裁判の当事者だったんですけど。どうもわかってもらってないのが、今おられなかったからあれなんですけど、厚生労働省も最高裁判例を引いて、業務上の因果関係について相当因果関係という言葉で判例を引いて因果関係っていうのをきっちり判断してるっていうお話をされたんです。民法の特別法である原賠法と、もっと言えば民法と労災保険法の考えは仮に裁判になったときに違う判断ができることは一般論としてはもちろんあり得ます。労災で認められたけど、損害賠償請求したら因果関係そのものが訴状上否定された。それは事実関係の違いであったり、因果関係について医学的に新たな色んな証拠が出てきて労働基準監督署の決定と異なる決定をすることが一般論として裁判所にありうるの、それは仕様がなにかないことなんです。いま問題にしてるのは同じことを原賠法でやるのかっていう話をしてるわけです。労働災害では確かに個別いろんなケースがあって、証拠が偏在してるやらややこしい話がある中を監督署が一定の判断をしてるんですよ。それと裁判所でのかなり緻密な書証をやりとりして異なる結論が出るのが一般としてあることは良いんだけど、こと今回のこういう事故が起きた時に一市民、労働者は自分が出せる資料はほとんどないわけですよ。被ばくした証拠出せうたって自分の身体しかなかったり、手帳があったり、データベースしかないわけですよ。それで国の機関が因果関係ありますよっていう判断をしたときに、さらに訴訟で、民法で争いがあつた時にされるような事を法廷で決着つけないかんといいことを文部科学省が考えてるような今の方針を批判してるんです。だからこういう細かい要求になってるんですよ。労災で認められれば、それでいいんだっていう枠組み作ってそれで何が悪いんですか。ただ検討した結果、いや労災で言ったことと事実関係が全然違いましたよってなればもちろん違うかもしれないですけど、少なくとも枠組みの話としては労災保険法で認められた因果関係について、原賠法では尊重しますっていうことにどうしてならないのかが不思議でこういう要求を。言われるのは全部、一般社会通念という言葉は確かに出なかったけども、それ以上もつと

厳格な裁判判例を引いて説明されましたよ、因果関係について。そこを聞いてるんですよ。文部科学省はなぜ厚生労働省の考え方自体は違うんだと。今回に限ってですよ。今回の原賠法を福島の事故について適用するにあたって、なんでそこまで一般市民に求められるんですか。厚生労働省の決定以上の立証をしろって言う事を言ってるわけですよ、個別に。

宮地：そもそも民法の特別法の前賠法と労働者災害保険法という形で法体系が違うんですね。考え方もそもそも違うんですね。そういった事で別の考え方をとらざるを得ないという事はあるんですが、あくまでも前賠法では政令改正などして原子力損害賠償紛争解決センターを作って迅速にかつ標準中には3ヶ月って話もありますけど、そういった所で迅速に解決できるよう対策を整えておりますし、例えばあとは前賠法ですと労災との給付の関係というのも一応分かれてますし、

川本：だから因果関係についてはいちいちやり直してたった3ヶ月で判断して。じゃあ、あなた今まで認定された人は3ヶ月以内で認められた人いると思います？ 労災。

宮地：いずれにしても、やっぱり個別の状況をみないとそういったことはわからないですけど、あくまで民法の考え方と労災の考え方は違うので。

川本：どう違うんですか。

宮地：あくまでも、労災の話は良くわからないですけど、

川本：いや、わからないで言わないでよ。労災が民法の因果関係より緩いとおなたは思い込んでるだけじゃないのか。

宮地：いずれにしても、

川本：いや、いずれにしてもじゃなくてどうなんだよ。民法より労災保険法の因果関係が緩いと思ってるんだらう、あなたは。

宮地：いずれにしても、

川本：いや、いずれにしてもじゃなくてどっちなんだよ。

宮地：前賠法についてはちゃんと相当因果関係っていうことで判断、

川本：労災保険法だってちゃんと相当因果関係に基づいて決定してるんだって。

西川：すみません。あくまで私が紹介した最高裁の判決もこれは公務災害についてでしたけれども、災害補償の観点からの相当因果関係があることが必要だと。

川本：それが民法より広いとか狭いとか裁判でなんか言ってます？

西川：広いとか、狭いとかは言ってませんが、裁判においてはそれぞれの法律に基づいて給付されるかどうかの争いをしたときの判断になりますので、それが広いかどうかは私にはわかりませんけど。

川本：わからないだったらいいんですよ。あなたは狭いと思い込んでるんですよ。原賠法の民法の方が。

宮地：狭いとも言ってないですね。

川本：どっちなんですか。

宮地：なんでそこはわからないとしか言ってません。

川本：わからないんだったら尊重すればいいじゃないか、因果関係。

宮地：なんで個別に判断しなきゃいけないと言ってます。当然、判断になった根拠を個別に判断してそういったところの判断としてはありうる。

飯田：どういう形でそれは判断されるということになるんですか。

宮地：いずれにしても今回については例えば個別に判断をするという話でしたら紛争解決センターというのを立てておきまして、ADRで弁護士さん100人くらいの体制で組んで個別の申し立てを受けて、パネルを開いてそれぞれの裁判前の手続きとして話を聞いて相当因果関係という範囲を確定させる、ということは申し立てがあれば受け付けます。

川本：ちょっと厚生労働省から言うたってください文部科学省に。労働基準監督署はそんないい加減なね、100人の弁護士よりも劣るわけですか。監督署の方がよっぽどちゃんと調べてるんだよ。なんで100人の弁護士の方が監督署の職員より労災の因果関係について能力があるとあなたは決め付けてるじゃないかよ。

宮地：あくまでも民法というか原賠法の相当因果関係になっているかどうかというのを見ないと、原賠法上は判断できないと。

澤田：全国労働安全衛生センターの澤田です。前からこの話をずっとやっていて、これはあくまでも私の意見ですけど、今回の事故っていうのは非常事態の上で起こって作業に就かれている方が善意に基づいて作業にあたられているわけですよね。徴兵制でもなければ、志願の上で行かれているわけですよね。ある意味で作業にあたっているというのは個人の意思に基づかれて、国が任せて、社会的事情も考慮して作業員の方が行って。それを国が誰が行ってもいいよっていうことで突っ放してるわけですよ。放っておいて、誰でも行って良いいっていうことで色々な作業員の方々にバックボーンがあるわけで、行かざるを得ないって方もおられる中で、今こういう事態になってるわけですよ。私が言いたいのは、国が志願に基づいてそうやって行かせてる状況であるならば、作業員の方々が万が一病気になったときどうするのかっていう不安を今から安心してください。万が一のときはあなたに対しても最善の治療ができるような補償をするし、ご家族がいる場合もご家族が困らないようにする。国が全力をあげてバックアップしますよっていう姿勢を打ち出してほしいんですよ。さっきから個別、個別、個別とか言ってますけど、社会通念上認められればって良いとかって言いますが、アスベストでもなんでも社会通念上これは補償されて当たり前だっていうのでおかしな裁判所の判例とか、認定の問題で社会通念上補償される人はたくさんいるのに、長尾さんもそうですよ。裁判所が認めたって良いものを棄却されてるわけですよ。そういう事情がこれまであるんだから、今回の事故においてこの非常事態の上で起きてるわけですから。戦争と一緒にですよ。戦争に行ってもらってる方々にどういう気持ちで作業にあたって、不安を最大限取り除くかっていう姿勢を文科省がどう打ち出すかの問題だと思ってるんですよ。それについて今までと一緒にの回答をずーっと、ずーっと続けてるからそれを改めてほしいんですよ。

宮地：少なくとも当然、被ばくを、

安元：いいですか。基本的に姿勢の問題だと思うんですよ。これだけの事故が起きて、色々な人が苦勞して、労働者だけじゃなくてみんな色々な苦勞をして、そういう国民を労働者をどう救済するかっていう観点に立って役所は仕事をすべきなんですよ。それがあなた全くないよね。法律的な事は色々と考えているかもしれないけど、救済しようと気持ちあなたあるんですか。まず聞かせてください。

宮地：いずれにしても私は損害賠償の担当ですので、

安元：損害賠償の担当とかじゃなくて、あなたはこういう色々な人たちが色々な状況の中で苦勞したりとか、健康障害が起きるかもしれないって状況の中で不安に思って生活してる人たちがたくさんいて、そういう人たちを救済しようっていう事は考えないんですか。

宮地：それぞれ持ち場があるので、

安元：いや、あなたは考えてるんですかって私は聞いてるんです。

宮地：全体としてそういったものが取られるべきだと思いますね。

川本：じゃあ行政処分を尊重するのは行政として普通じゃないの？東電が反論するのはまだ許せるんだよ。仕様が無いあいつらは。行政庁が行政処分を尊重するっていうことがなると言えないのか不思議なんだよ。

宮地：法律体系が違ふとしか言えないんですね。その中で我々もしっかり賠償っていうのをしっかり進めなければいけないと思っているので、第三者の審査会っていうのを作って放射線被ばくによる損害っていうのは既に中間指針に書かれているところと。

斎藤：でも少なくとも厚労省の考え方、労災保険について情報収集するとか、それから長尾さんの件だって本省協議で専門家を集めてきちんとやってるっていうあたりを踏まえた上で。相当因果関係は労災もそうなので、そのあたりの事はちゃんと聞いてるんですか。あるいは情報を収集してそういう事を判断してるんですか。

宮地：いずれにしても、今回は損害が、

斎藤：いや損害じゃなくて、一般論じゃなくて。

宮地：損害があつて、損害賠償の話になるということですので、例えば厚労省さんとかが健康の調査をやられていると思うんですよね、今。全県民とか労働者さんとか。その結果っていうのがあつて、そういうのもあつて損害が発生したっていうのがあれば当然、検討はしかるべきだと思いますけども。

斎藤：そうじゃなくって、今は具体的な話をしてるわけだから、労災保険の話やらそれから放射線被ばくでの本省協議の話とか。そのあたりを全然、何の検討もしないで答えてるんじゃないかと思うんだけど。

宮地：いずれにしても今回、

斎藤：だからそのことを検討した上でやってください。

宮地：少なくとも今回、我々がやっているのは東電の福島第一発電所の事故によってどういった損害が生じているか、そういった損害がどのように累計ができて、指針にまとめて、それをどうまとめるかって事ですので、損害が発生してその状況がわかってこそ進められる事だと思っんです。

斎藤：それで労災保険の相当因果関係の考え方についてはどういう風に把握してるんですか。

宮地：個別に判断するしかない。

斎藤：個別じゃないでしょう、それは。厚生労働省の労災保険の制度じゃないですか。個別じゃないですよ。そういう風に一般論に解消するのは全く嘘でけしからん話だ。

飯田：ちょっと時間になってしまったんですけども、

高石：千葉県から参りました高石と申しますが、今のお話を聞いていて法体系が違うということで愕然としております。原発という所は一步門を入ったら労災法は適用されない世界であるということを政府がおっしゃったという事に本当に愕然とし、そして私はこれ年賀状に全部書こうと思っいます。

西川：それはうちの話ですか？ そんなことは申し上げていないので。

斎藤：いや文科省。

高石：法体系が違うとはっきりおっしゃいました。

川本：だって原子炉等規制法だって労災保険法だって全部そりゃ法律違うよ。そのたんびに因果関係全部違うのかよ。アホなこと言うなよ。そんなこと言うの文科省だけだよ。経産省と厚労省はちゃんとタイアップしてやってるよ。東電の肩を持つのええ加減にせえ。

飯田：じゃあ時間が来てしまったので。福島さんも来て頂いているので、前回は福島さんこのやりとりをご覧になってコメントも頂いておりますけれども、最後にご挨拶頂いて。

福島：今日、緊急の用事が出たために全部、出席じゃなかったことはお詫びをします。でも文科省、相当因果関係っていうので今までの裁判例でも、例えば骨髄性白血病などだと原発の関係が明らかだが、ガンとか体調が悪くなったりとか色んなのって相当因果関係がなかなか裁判でも認められてないっていうのがあるんですね。ですから今までの裁判をやはり変えるというか、相当因果関係の範囲を原発事故ということから起きる、ですから健康調査とさっきから出ている働いている人たちの救済っていうのは踏み込んである種の指針を作るなり、今までとは違うことをやって頂きたいと。ご存知、裁判でも色んなのでも骨髄性白血病のように割と起きないのはそうだが、ガンとか色んなのだと相当因果関係の立証を個人でやれと言われてもなかなかADRであれ、裁判であれ、非常に困難なんですよね。今日の皆さんの怒りは労働者をこの重大な中で救済するっていう事で、今までの頭を変えて、その方向で頑張ってくれってということだと思うので、文科省の中でもあるいは原賠法の中でもしっかり従来の判決や従来のあれでは駄目だということ、相当因果関係で切ってきたわけだから。相当因果関係の立証は被ばく者がやらざるを得なかったわけで、ぜひその点の考慮をお願いします。また、例えば緊急被ばくの被ばく線量を100ミリシーベルト以上被ばくしをしの3なんですが、該当者がどのような作業でどういうことでこれが起きたかっていうことについての情報公開は、今日、情報公開するとは言わなかったと聞きましたけれども、この点なども情報公開をするようにお願いします。また除染について新たにまたゼネコンがやって下請けがやって、現場が被ばくしていくという状況が非常に広がると。ガバッとゼネコンはお金はもらうが現場で働く人の給料などは低いっていうことも起こりうると思うので除染などについて今後、莫大なお金が税金から出ても現場では被ばくが起きてるっていうことがないようによろしくお願いします。被ばく者を生んでいるということに対して私たちは非常に痛みと怒りを持っているので、そこはしっかり厚労省、文科省は前向きに取り組んでくれるようにお願いします。

飯田：今日の交渉については終了いたします。